

平成27年度 火力電源入札募集要綱(案)に対するご意見および当社回答

※網掛け：ご意見を踏まえて入札募集要綱（案）等の見直しを行うもの

No.	対象	項目	分類	ご意見内容	ご意見に対する回答
1	入札募集要綱（案） P 1 1	4. 応札にあたり満たすべき条件 （1）上限価格	上限価格	貴社自己応札設備について、既存設備の全部又は一部を利用する場合及び既設設備を撤去する場合は、公平性の観点から自己応札価格（上限価格）に所要のコストを含めるべきであるものと思料します。従いまして算定方法について予めルール化し、入札要綱上で公表したうえで、落札候補者決定後に火力電源入札 WG において審査いただくことを要望します。	当社の電源の応札価格（上限価格）は、落札した場合に実際に設置される電源の原価に基づき、他の応札者と同様の方法により算定いたします。このため、算定方法のルール化および入札募集要綱での公表は行いませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。
2	入札募集要綱（案） P 1 3 ～ P 1 6	4. 応札にあたり満たすべき条件 （5）遵守すべき基準	契約条件 受給料金	応札者の発電設備は、技術基準をはじめとする諸法令に準拠することが定められておりますが、将来的には、新たな諸法令に適合する為、設備改造が求められることが想定されます。 その際には、運転開始前、運転開始後を問わず、諸法令適合に要したコストは、基本料金算入等により貴社に負担頂ける旨、入札要綱に明記されている必要があると考えます。	要綱（案）9. 供給条件（4）受給料金の備考に記載のとおり、追加コストを受給料金に織り込むことは、入札に応じて落札した供給条件を変更することとなるため、基本的に入札による卸供給の中では仕組み上困難であると考えております。 なお、予測しえない大幅な変更が生じた場合には、その時点で諸情勢も勘案のうえ、協議をいたしますので、ご理解くださいますようお願いいたします（現行法下では電気事業法第22条第1項による料金規制への移行が前提となります）。
3	入札募集要綱（案） P 1 6	4. 応札にあたり満たすべき条件 （5）遵守すべき基準	入札条件	耐震設計については、「電気設備防災対策検討会報告（耐震性関係）」で示された耐震性確保の考え方が示されております。 このうち区分Ⅱに対する耐震性確保の考え方については、H26.1.22開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会第1回電気設備自然災害等対策WGの議事録p9に経済産業省の渡邊電力安全課長が、「その他の電気設備につきましては、耐震性区分Ⅱでございまして、Ⅰ以外の電気設備、もろもろここに書かれたようなものが入ってきておりまして、その耐震性でございますけれども、一般的な地震動につきましては区分Ⅰのものと同様でございますが、高レベルの地震動に際しては、著しい供給支障が生じないように代替性の確保、あるいは多重化ということで、総合的にシステムの機能が確保されることということでございますので、個別にみた場合、それ自体が人命なりに重大な影響ということでもないだろうと。したがって、そこが、言葉はちょっとあれでございますが、使えなくなったということであったとしても、ほかのラインであったり、ほかの発電といったもので電力の供給ができれば、それでいいだろうと。」と解説しております。 この考えに従えば、応札者の設備としては、「発電設備・受電設備の技術要件」および「耐震設計」に示された諸法令に準拠することにより、上記区分Ⅱに示されている「著しい（長期的かつ広範囲）供給支障（略）総合的にシステムの機能が確保されること」が担保されているものと考えますが、この点（応札者が応札を検討するにあたっての耐震性確保の考え方）について入札要綱上で明確に示されている必要があると考えます。	発電設備については、発電事業に関連する諸法令等（政令・省令・技術基準等含む）を遵守していただきます。 法令、基準等の解釈・運用については、当社独自で判断できるものではないため、規制当局の判断に基づき、適切に対応いただきますようお願いいたします。

平成27年度 火力電源入札募集要綱(案)に対するご意見および当社回答

※網掛け：ご意見を踏まえて入札募集要綱（案）等の見直しを行うもの

No.	対象	項目	分類	ご意見内容	ご意見に対する回答
4	入札募集要綱（案） P 2 7	5．入札価格の算定方法 （1）各年度の費用の算定 e. エスカレーション	入札価格	燃料関係諸経費のエスカレーション率については、3つの指標が示され、変動なしを含めた4指標の合成値とすると記載されておりますが、これらの指標に合致しないコストに対しては、ここに示された指標以外の指標に基づく算定も可能とすべきと考えます。 また、こうした個別の指標により算定された価格によって落札が決定した場合は、入札を経た適正な価格と考えられることから、受給契約上の料金の取り決めにおいても、こうした個別指標に基づく協議を可能とするのが妥当と考えます。	燃料関係諸経費につきましては、当該費用の変動を示す一般的な指標を採用していますので、要綱案に示す指標による調整とさせていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
5	入札募集要綱（案） P 3 3 提出様式 様式 17－1	6．応募方法 （2）入札申込書への添付書類 発電所用地の取得状況	応募方法	土地の取得状況を証明する書類は、登記簿謄本に限定するのではなく、当該状況を客観的に証明できる書類（固定資産税課税明細書など）により可能とすることをご検討ください。	ご意見を踏まえて、発電所用地を取得済みであることを客観的に証明できるもの（固定資産税課税明細書等）であれば可とし、要綱（案）および提出様式を修正いたします。
6	入札募集要綱（案） P 3 5	6．応募方法 （4）その他留意事項 ⑥入札結果の公表	入札結果の公表	入札結果の公表事項として、上限価格の記載がありませんが、公平性の観点から事後的に落札結果について検証を行うことが可能となるよう、手続き上問題の無い時点において上限価格と算定根拠を公表いただくことが必要と考えます。 また、上限価格は契約解約時における「得べかりし利益の賠償額」算定に用いられることになっております。解約条件は極めて重要な契約条件のひとつであり、入札締切後のタイミングであっても公表されている必要があると考えます。	当社は自社応札することとしており、上限価格は自社応札価格に基づく判定価格となります。これを公表した場合、自社応札電源の原価が明らかになってしまうため、上限価格とその算定根拠の公表はいたしません。ただし、ガイドラインの記載を踏まえ、落札者と契約締結後、落札者の機器調達等に支障を来すことのない適切な時期に、当社は契約価格と上限のかい離率を公表することとしております。（落札者が1社の場合は公表いたしません）。 なお、落札者には、契約協議の過程において、上限価格の開示をいたしますが、ご意見を踏まえ、受給開始後の落札者事由による解約時の「得べかりし利益の賠償額」につきましては、入札時点で賠償額の上限を明示することとします。
7	入札募集要綱（案） P 4 3	7．評価の方法および落札者の決定 （2）評価順位の決定 ②非価格要素	評価方法	「周波数調整機能を具備するもの」に対して非価格要素として評価するとありますが、当該機能を備えて需給運用に参加する発電者に発生する効率低下・機会損失・対価については、以下の理由などから、電力システム改革の制度設計が示された後に落札者との協議により決定して頂きたいと考えます。①周波数調整・需給運用は、将来は中立的な「一般送配電事業者」による調達・運用となる可能性が高いこと。②発電事業者の需給運用参加に伴う効率低下・機会損失・対価等の扱いは、今後の電力システム改革の制度設計によりルール化されるものと考えられ、それが示された後に両社で協議するのが妥当であること。	周波数調整機能については、非価格要素として加点評価することとしており、対価等について、お支払することは考えておりません。 なお、周波数調整機能を加点条件として落札された電源については、当社が周波数調整機能を活用できることを前提としております。 ご理解くださいますようお願いいたします。

平成27年度 火力電源入札募集要綱(案)に対するご意見および当社回答

※網掛け：ご意見を踏まえて入札募集要綱（案）等の見直しを行うもの

No.	対象	項目	分類	ご意見内容	ご意見に対する回答
8	入札募集要綱（案） P45	7. 評価の方法および落札者の決定 （4）落札候補者の選定	入札結果の公表	落札候補者を決定した時点において、落札候補者になったことが当該候補者に通知されるのかどうか記載されておきませんが、例えば落札候補者の決定から落札者の決定までの期間で準備等を円滑に進めるといった観点から、落札候補者に決定した時点でその旨通知して頂きたいと考えます。	ガイドラインにおいて、「原則として入札実施会社が入札要綱に基づき応募案件を評価し、落札者を決定するが、入札実施会社は評価報告書案を落札者の公表前に中立的機関に提出し、中立的機関が入札要綱に基づいて評価が行われていないと認めるときは、入札実施会社は再評価を実施するものとする。」とされています。 そのため、落札候補者と選定した場合でも、落札者とならない場合があることから、当社は、落札者として決定した後、お知らせいたしますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
9	入札募集要綱（案） P57 標準契約書（案） P6	9. 契約条件 （1）通告運用 第17条第2項	契約条件 通告運用	利用率低下補正の「補正の内容については、落札者との協議により定めるものといたします。」とありますが、自社応札電源については、貴社内部での調整事項であるのに対し、他事業者は協議事項となり、公平性を欠くものと考えます。応札者の予見性を高めるためにも利用率低下補正の方法について、入札要綱上で定める必要があると考えます。	利用率低下補正については、発電設備毎、運用方法等により異なり、一義的に定めることは困難と考えております。具体的な発電設備の設計が確定次第、落札者との協議により決定させていただきたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
10	入札募集要綱（案） P61	9. 契約条件 （4）受給料金	契約条件 受給料金	「補正対象とする土木建築工事費の合計は、『(様式18) 建設費概要書』における土木工事および建築工事の合計額以下、かつ『(様式8) 入札価格計算書』における資本費合計の25%以下を超えないもの」とありますが、必ずしも土木建築工事費が発電所資本費の25%以下となるものではなく、かつ、将来的に土木建築工事費が高騰する可能性を孕む中、補正対象とする土木建築工事費の上限を資本費の25%とする規定は削除するべきと考えます。	将来の土木建築工事費の変動リスクは、建設費の物価補正により、当社が負担することとしておりますが、電源調達の実確性、契約の安定性の面から、補正対象とする資本費合計に占める土木建築工事費の割合については、合理的な範囲で上限を設定する必要があるものと考えております。 つきましては、補正対象とする土木建築工事費の資本費割合に、上限を設定することについて、ご理解くださいますようお願いいたします。
11	入札募集要綱（案） P63 標準契約書（案） P9	9. 契約条件 （4）受給料金 ②電力量料金 第21条第1項 （2）②a. イ燃料本体費単価	契約条件 受給料金	燃料本体費の調整基準として、貿易統計のCIF 価格を用いることとされていますが、貿易統計は重量や体積あたり実勢価格を示すものであり、単位あたり熱量の変動を反映しておりません。資源エネルギー庁が発表する「標準発熱量」を引用するなどして、受給契約上の料金の取り決めにおいて、適切な熱量補正を行うことを可能としていただきたいと考えます。	貿易統計では単位あたりの熱量が公表されていないこと、資源エネルギー庁が発表する標準発熱量は概ね5年毎に更新されるものであることなどを踏まえれば、適正な熱量補正を行うことは困難と考え、発熱量による燃料本体費の調整は行いませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。
12	入札募集要綱（案） P77, P78 標準契約書（案） P13, P14	9. 契約条件 （11）二酸化炭素排出係数の扱い 第28条第2項②	契約条件 炭素クレジット	炭素クレジットの市場価格について、用いる指標は貴社が見直すことがあるとされていますが、貴社の一方的判断によるのではなく、両社協議とするのが妥当と考えます。	ご意見を踏まえ、指標を変更する必要がある場合は落札者と協議する旨に表現を見直します。